

議案第 68 号

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第 6 条及び第 10 条に規定する指定障害者支援施設については、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 5 条及び第 9 条の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害者支援施設が指定障害児入所施設等の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の人員に関する特例を廃止すること等のため、この条例を制定するものである。